

壁面後退部分の使い方について

本地区では、良好な道路環境とする取組を進めています。そのため、道路の境界線から敷地内の 50cm の範囲と隅切り状の部分については、車両が通行できる空間として維持管理に務め、下記のことを守りましょう。

■工作物等を設置しない。

(地盤面上 2.5m 以下の部分、隅切り部分は地盤面上 3.8m 以下の部分)

○工作物等とは、塀・フェンス、生垣、門、駐車・駐輪場の屋根、郵便受、インターフォン、バリカーなどを言います。

○なお、既にある隣地の方との境界の塀を共有している場合も、協力してできるだけ壁面後退部分の塀は撤去しましょう。

■玄関階段・ポーチ、デッキ、花壇などの敷地内段差を設けない。

■エアコン屋外機、ガス・水道メータなどの設備を設置しない。

○排水桝などの蓋を設置する場合は、車両通行で割れることを考慮しましょう。

■その他、植栽、植木鉢、自動車、バイク、自転車など、緊急車両等の車両の通行に支障がでるようなものは置かない。

■壁面後退部分が明らかとなる^{しつら}設えとしましょう。

■前の道路を 4m に広げた場合、広げた道路境界部分に、「2 項道路後退プレート」(市で配布)を貼付しましょう。

